

J R 連 合 発 第 3 3 号  
2 0 1 2 年 2 月 9 日

全日本鉄道労働組合総連合会  
執行委員長 武 井 政 治 様

日本鉄道労働組合連合会  
会 長 坪 井 義 範

### 公開質問状

2月6日、最高裁判所は、浦和電車区事件刑事裁判の被告らの上告を棄却し、貴労組の組合員である被告7名全員を有罪とする一審判決が確定した。

この事件は、2000年12月から翌年7月にかけて、同電車区運転士の吉田光晴氏が、組合活動に不熱心であることや、J R 連合の組合員と交遊したことなどを理由に、J R 東労組に「組織破壊者」と規定され、分会役員などから職場で繰り返し集団的な脅迫を受けて組合を脱退させられたうえ、退職に追い込まれたものである。被害者である吉田氏の告発で、警察はJ R 東労組大宮地本副委員長をはじめ、加害者7名を逮捕、起訴し、刑事裁判を経て、2007年7月に東京地方裁判所は、被告7名に対して懲役2年～1年の有罪判決を言い渡した。2009年6月には東京高裁が、被告らの控訴を棄却する判決を下し、被告らの上告を受けて、今回の最高裁の判断に至ったものである。

これに対して貴労組は、事件発生以降、一貫して「国家による不当弾圧」「えん罪」であると主張し続けているが、裁判所も認定したように、事実関係は明らかである。この事件は決して「えん罪」などではない。組合員を守るべき労働組合が組合員を脱退、退職に追い込むなどという行為は決して許されるはずはないのである。

以上の認識を踏まえ、下記の事項について貴労組の見解を求めるので、2月17日までに文書で回答されたい。なお、本状及び回答については、公開することを申し添える。

### 記

1. 被告ら本人はもとより、貴労組は、事件を真摯に反省し、被害者である吉田光晴氏に対して直ちに謝罪すべきであると考えるが、貴労組の見解を明らかにされたい。

以 上